

危機管理マニュアル



枚方市立長尾中学校

令和5年9月

はじめに

危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために策定したものである。

1. 校内における安全管理

(1) 門扉の開閉・施錠について

- ①正門以外の通用門・裏門はすべて、常時施錠する。
- ②正門は登下校時のみ開閉し、その他の時間帯は閉門する。

(2) 来校者への対応

- ①来校者には玄関で、受付簿に必要事項を記入していただいた後、来校者証の名札を付けていただく。
- ②本校が各種会議・会合の会場になる場合、校門・玄関付近にて受付を行い、来校者証の名札を渡すとともに保護者の名札を確認する。

(3) 来校者等の受付

- ①教職員は常時職員証を付ける。
- ②来校者は受付簿に記名する。

(4) 不審者への対応

- ①「ご用件は何ですか」などと必ず声をかける。
- ②呼びかけに応じない場合は、避難体制がとれるよう応援を求める。
- ③生徒に近づけないよう、安全を確保しながら校外へ誘導する。

(5) 校内外の巡視体制の確立

- ①教職員による巡視体制
 - ・登下校時の通学路の巡回・巡視を随時行う。
 - ・校内巡視はできるだけ複数の教職員で行い、異変発見の際は、巡視者自身の危機回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。
- ②保護者・地域の協力を得た巡視体制
 - ・保護者（PTA）・地域教育協議会・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動を通して、生徒の安全確保に努める。

(6) 安全教育の充実・点検

- ①全校集会・学年集会等を通じて、生徒及び教職員に対し、安全生活の確保について心構えを喚起・啓発する。
- ②関係諸機関との日常的な連携を図り、事件事故を想定した避難訓練、防犯・救急救命法等の講習会を実施する。

2. 緊急時の対応と被害拡大防止への取組み

(1) 侵入者発見時の対応

- ①教職員の退去の指示に従わない場合、まず、ナイフ等凶器の所持を確認する。
- ②生徒・教職員に危害を加えている場合、
 - ・大声を出す等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
 - ・職員室への通報（教職員等による速やかな連絡）
 - ・速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
 - ・必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

(2) 侵入者への対応

- ①被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動は避け、事態の沈静化に努める。
 - ・管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で、誘導するように試みる。
 - ・状況の推移を逐一管理職に報告する。
 - ・侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば、校内放送やハンドマイク等を駆使して緊急避難放送を行う。
 - ・安全な場所（例：体育館等内からカギがかかる場所）に生徒を誘導・避難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
 - ・管理職が警察に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会に報告する。
 - ・危機対策本部を設置する。

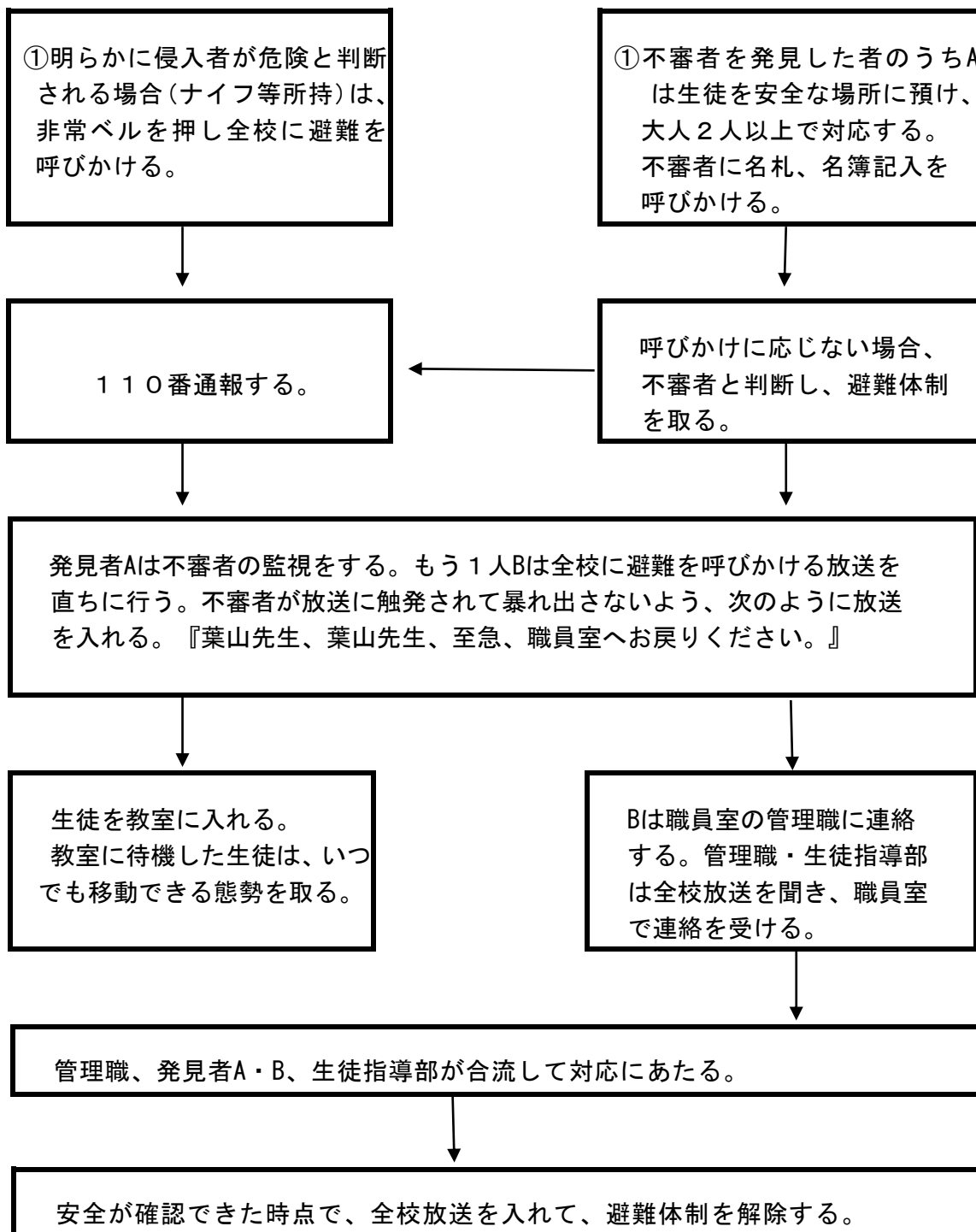
(3) 負傷者の処置

- ①軽傷者の応急処置は保健室にて行う。
- ②必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関へ緊急連絡を入れる。
- ③負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って、病院に搬送する。
- ④重大な事態が生じた場合は、救急車の出動を要請する。

(4) 事件・事故後の取組み（危機対策本部）

- ①事件・事故発生に伴い、危機対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。危機対策本部にて事件・事故の経過について、時系列で記録するとともに、報道関係への情報提供の窓口を設置する。
- ②継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、PTA・地域等連携をとり、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う。（生徒及び教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく）また、保護者が不在の場合は、連絡がとれるまで、学校で待機させる。
- ③保護者集会・地域集会等を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取組みの一層の充実に向け、協力・支援を要請する。
- ④被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー等との連携により、メンタルケアに努める。

対応フロー図



③. 防災及び非常変災時等の対応

1. 目的

この計画は突発的な災害発生時において、生徒の安全確保を最優先し、併せて校舎・備品・公簿類の被害を最小限にとどめる事を目的とする。

2. 日常対策

(1) 危険物の管理

- ・電気回路の点検保全
- ・ガス管・ガスホース等の点検
- ・薬品・油類の適正保管
- ・湯沸器等の点検・保全

(2) 消火器・消火栓等の点検

(3) 非常持ち出し公簿類の整理

(4) 廊下、その他避難経路の整頓、危険箇所の点検

(5) 避難訓練の実施

3. 学校施設・設備に係る火気（防火）・危険物・電気・ガス等の管理担当者

校長室	葉山	普通教室	各学級担任
職員室	磯山	支援教室	各支援学級担任
会議室/印刷室	新田	4階多目的室①、②	矢倉
図書室	杉原	4階英語教室	櫻
放送室	高木	3階英語教室	小竹
第1・第3相談室	長谷尾	3階多目的室③	西嶋
第2相談室/教材室	原田	3階数学教室	前田晃
男子職員更衣室	藤井	2階英語教室	東畑
女子職員更衣室	奥村	2階多目的室④、⑤	瀬川
校務員室	井上	1階通級・特別教室	河合
施設管理人室	磯山	1階多目的室⑥	杉原
保健室	前田	給食配膳室	河合
理科室Ⅰ・Ⅱ	西村	体育館	矢倉
美術室Ⅰ・Ⅱ	小山	プール	奥村
音楽室Ⅰ・Ⅱ	山本	理科室Ⅲ	中村
金工室/木工室	尾藤	生徒会室	田中
調理室/被服室	尾藤	日本語指導教室	川野
心の教室	森	コンピューター室	加藤
下足場	高木	中央階段/非常階段	北井

4. 火災発生時の措置

(1) 発見者は直ちに放送などによって校内に知らせると同時に、警察・消防、教育委員会に通報

- ・危機管理委員会 . . . 校長、教頭、危機管理推進担当者
- ・連絡 . . . 学年主任 (1年)・(2年)・(3年)
- ・生徒誘導点呼 . . . 1年、2年、3年の各担任
- ・救護 . . . 養護教諭を中心とする教職員
- ・初期消火 . . . 火元に近い教職員
- ・非常持出 ①公簿 . . . 教頭・事務 ②危険物 . . . 理科担当教員

(2) 休業日・日祝日、または夜間の場合は、校長、教頭、各職員に連絡する。

(3) 留意事項

- ・授業中は教科担任で誘導してグラウンドへ。
- ・休憩時間・昼休み等は放送の指示に従い自分で判断し、周囲の安全を確認しながら指定された集合場所に避難すること。
- ・避難出口は火災発生箇所を確認のうえ、最寄りの出口へ。
- ・避難時には荷物を持たない。
- ・避難後は指示があるまで、校舎にはもどらない。

5. 地震発生時の措置

- ・直ちに机の下に伏せる。
- ・担任教師の指示により火災発生時に準じて出口へ。
- ・休憩時間・昼休み等は放送の指示に従いまず自分の身の安全を確保し、放送の指示に従い周囲の安全を確認しながら指定された集合場所に避難すること。

6. 弾道ミサイル発射・落下時の措置

- ・Jアラート防災無線でサイレンとメッセージが流れたら、校内放送で知らせる。
- ・避難行動をとらせる。
 - 屋外 . . . できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
建物がない場合 . . . 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
 - 屋内 . . . 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
- ・追加情報、避難後の指示を聞き行動する。

7. 避難経路 別紙のとおり

8. 避難訓練

- ・火災、地震、不審者等の侵入を想定した訓練を学期に一回実施する。
- ・事前に生徒に告知しない「ブラインド方式」を取り入れた訓練も実施する。

9. 非常変災時における措置（令和5年9月改訂）

1. 午前7時の時点で

枚方市に「特別警報」が発表中の場合 ⇒ 全日臨時休業とする。（給食なし）

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」「洪水警報」のいずれかが発表中の場合
⇒ 自宅で待機する。

*午前7時～9時までに警報が解除の時 ⇒午前10時30分に登校（給食あり）
（3時限目10：45からの授業より開始）

2. 午前9時の時点で

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」「洪水警報」のいずれかが発表中の場合
⇒ 引き続き自宅で待機する。

*午前9時～10時までに警報が解除の時 ⇒午前11時30分に登校（給食あり）
（4時限目11：45からの授業より開始）

3. 午前10時の時点で

枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」「洪水警報」のいずれかが発表中の場合
⇒ 引き続き自宅で待機する。

*午前10時～正午までに警報が解除の時 ⇒午後13時10分に登校（給食なし）
（5時限目13：15からの授業より開始）

4. 正午の時点で

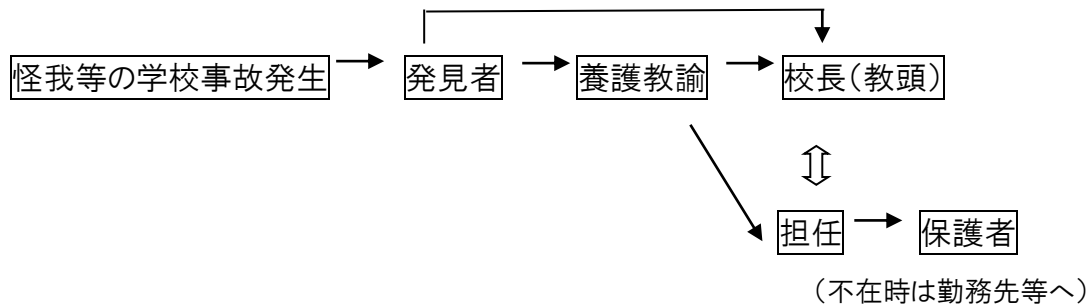
枚方市に「暴風警報」又は「暴風雪警報」「洪水警報」のいずれかが発表中の場合
⇒ 臨時休業とする。

（9月改訂）

登校後に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」のいずれかが発表

状況が判断できるまで、原則学校園に待機します。学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、生徒の安全の確保が確認できましたら、複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。

10. 危機に対応する連絡体制



事件・事故発生(発見者)

- (1) 生徒の安全確保
- (2) 発生した事態・状況の把握
- (3) 傷病者の状況の確認（意識・心拍・呼吸・出血等）
- (4) 心肺蘇生法等の手当
- (5) 協力者要請や指示

(1) 警察および消防

- ・ 110番 119番

(2) 各医療機関

- ・ 市立ひらかた病院、枚方公済病院、中村病院、佐藤病院等

(3) 生徒搬送時、緊急タクシーチケットを活用

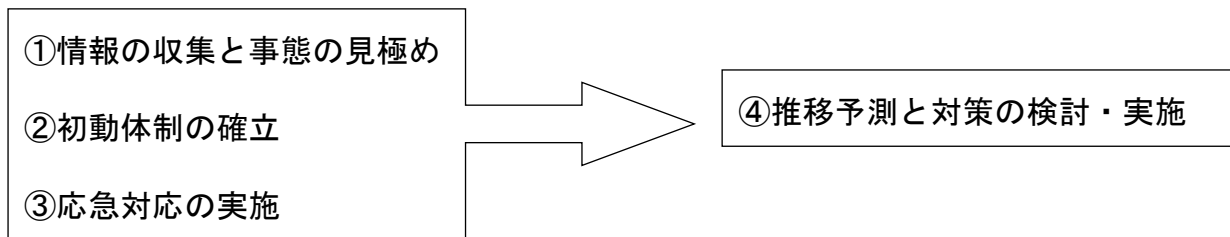
- ・ 京阪タクシー、日本タクシー、トンボタクシーに連絡
- ・ 枚方市学校園安全共済会のタクシー乗車券（共通）を持参（養護教諭保管）
- ・ 搬送後、養護教諭に報告

(4) 事故・事件発生時のメモ

- ①いつ ②どこで ③何が起きた（事件か事故か） ④被害は（生徒・先生）
⑤加害は ⑥継続中か ⑦報告者名 ⑧電話番号

11. 緊急時の職員の役割

(1) 危機管理委員会



- ・ 校長（危機管理責任者）・・・全体指揮、危機対策本部設置の検討、救急依頼判断
- ・ 教頭（危機管理推進者）・・・救急依頼、危機管理推進担当者、関係教職員への指示伝達
等
- ・ 危機管理推進担当者　・・・情報収集と整理、応急対応の実施等
- ・ 関係職員（学級担任・部活動顧問等）

危機管理委員会への報告・連絡・相談、当該家庭への連絡。

部活動顧問：休日の場合は、校長・教頭への報告・連絡・相談、家庭・医療機関へ連絡。

12. 緊急時の連絡

「ミルメール」を活用し、瞬時に同タイミングで連絡し、状況に応じ電話でも伝える。

4. 年間計画

月	重点目標	安全指導関係行事	安全指導
4	交通安全 安全な登下校	学校施設・設備の点検	机・イスの調整 交通安全指導 安全マップ作成
5	交通安全 事故を防ぐ	学校施設・設備の点検	応急手当 自転車安全教室
6	災害安全 災害から身を守る 生活安全 防犯計画 体調管理	学校施設・設備の点検 防犯訓練・避難訓練 AED実技講習研修会 プール清掃・点検	防災意識の確立 校庭樹木の剪定 プール水質検査
7	体調管理	学校施設・設備の点検 熱中症対策講習会 情報教育について	プール水質検査 夏休みの過ごし方 情報教育リテラシー講演会 エアコンの調整
8	体調管理	プール清掃・点検 学校施設・設備の点検	プール水質検査
9	交通安全 安全な登下校	学校施設・設備の点検	自然災害への安全指導
10	災害安全 災害から身を守る	学校施設・設備の点検 事故等の緊急対応訓練	自然災害への安全指導 理科薬品の点検
11	体調管理	学校施設・設備の点検	エアコンの調整 防寒着の指導
12	安全な室内での過ごし方	学校施設・設備の点検 犯罪・被害への防止指導	調理実習における注意等 冬休みの過ごし方
1	安全な登下校	学校施設・設備の点検	交通安全指導
2	安全な室内での過ごし方	学校施設・設備の点検	室内での活動の指導
3	防災について考える	学校施設・設備の点検 3.11の教訓について	安全マップ見直し